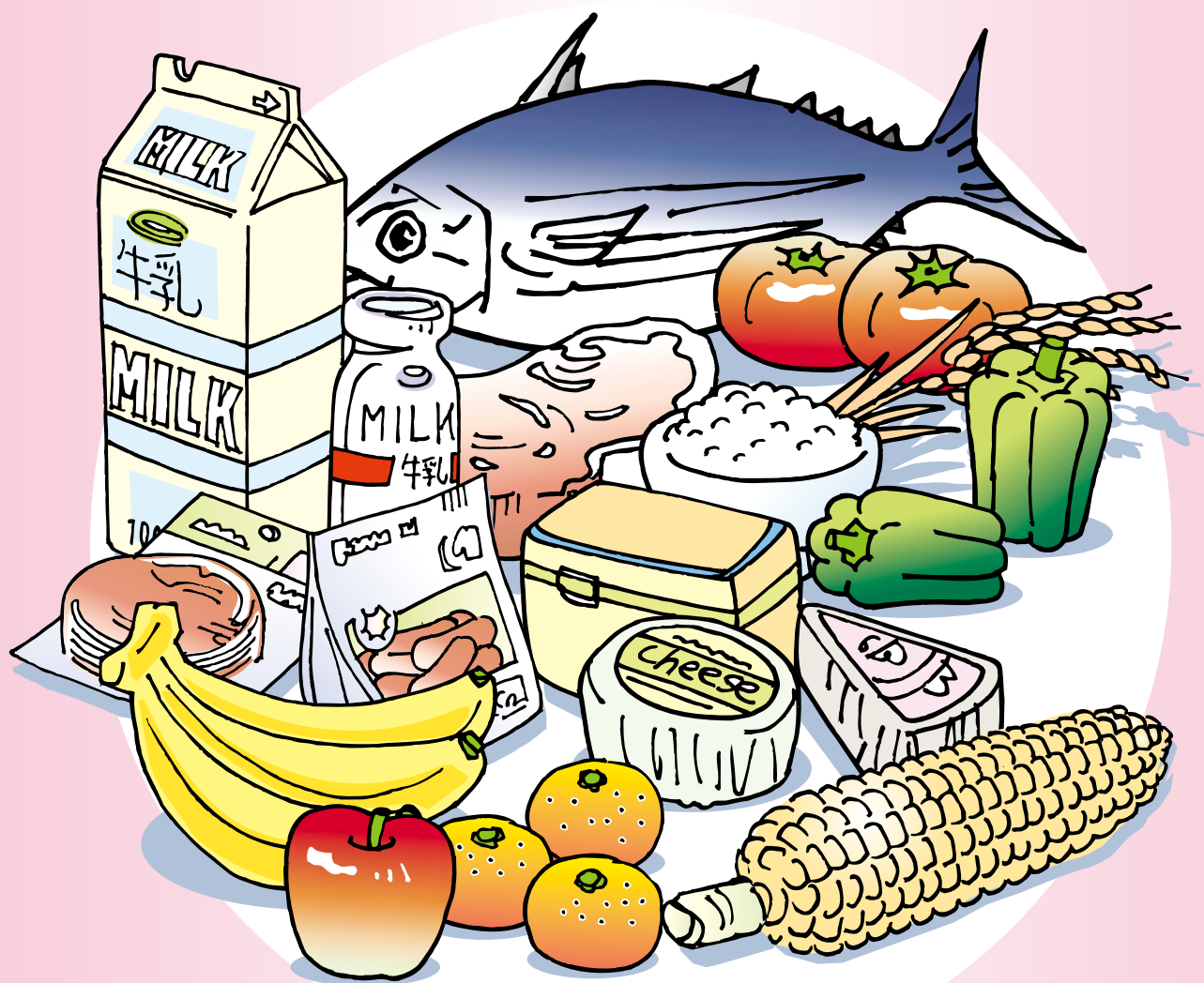


知っておきたい食品の表示

<平成23年12月版>



1・生鮮食品の表示

2・加工食品の表示

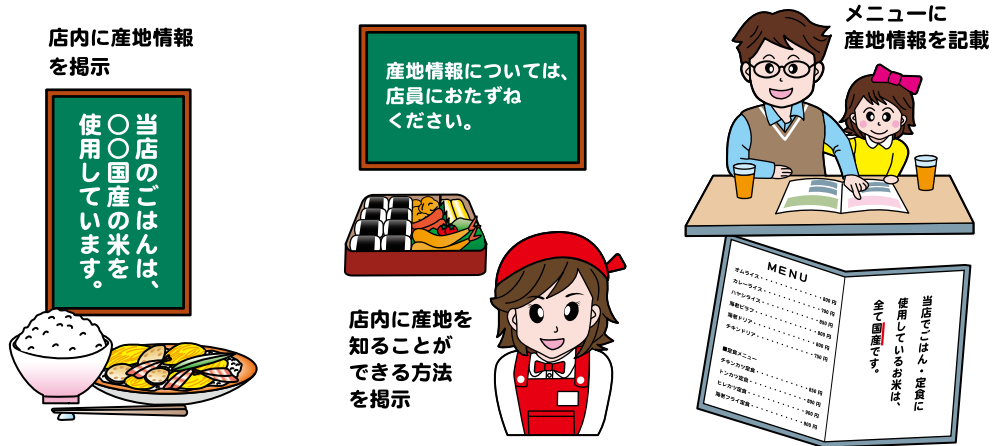
3・有機食品の表示

4・遺伝子組換え食品の表示

最近の食品表示に関するお知らせ

平成23年7月1日より、小売店や外食店で、
米・米加工品の産地情報が消費者の皆様へ伝達されます！

外食店では、米飯類の原料米の産地情報伝達が義務付けられています。



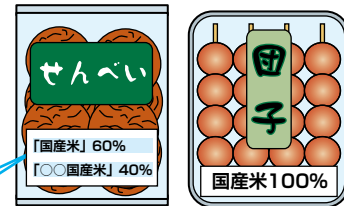
小売店では、米・米加工品の産地情報伝達が義務付けられています。

<一括表示欄への記載例>

名称	米 菓
原材料名	うるち米 (国産、○○国産、その他) 食塩、調味料 (アミノ酸)
内容量	10 枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製造者	○○製菓株式会社 ○○県○○市○○1-1-1

いずれの
場所への記載
でも可

<一括表示欄の枠外への記載例>



- ①原材料に占める重量の割合の多い順に記載。
- ②産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

詳しい内容は、農林水産省のホームページ

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/kome_toresa/index.html) でご覧になれます。

本制度の対象となる米及び米加工品は以下のとおりです。

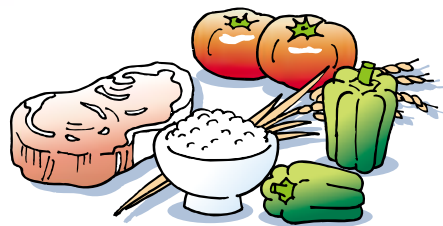
○米 (もみ、玄米、精米、碎米)

○米加工品

- ・米粉、米穀をひき割りしたもの、ミール、米粉調製品 (もち粉調製品を含む)、米菓生地、米こうじ等の中間原材料
- ・もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん
- ・米飯類
(各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯等の米飯類、精米にビタミン強化米などを混ぜたもの (いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む。))

食品の表示制度について

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、適正に使用したりする上で重要な情報源となっています。万が一、事故が生じた場合には、その原因の究明や製品回収などの行政措置を迅速かつ的確に行うための手掛かりとなります。

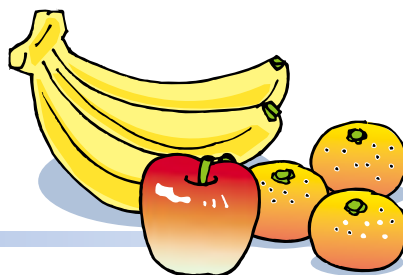


1. 生鮮食品の表示

一般消費者に販売されているすべての生鮮食品に、名称と原産地が表示されています。このほかに、個々の品目の特性に応じて、表示されている事項もあります。



(1) 農産物



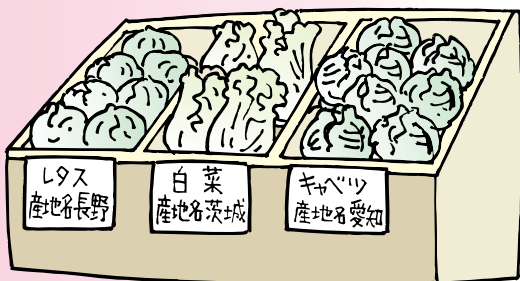
青果物の表示

キャベツ 愛知産

キャベツやミカンなど一般的な名称が記載されています。

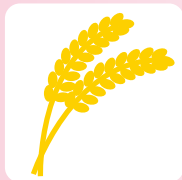
野菜や果物が生産された産地が記載されています。国産品は都道府県名が、輸入品は原産国名が記載されています。なお、市町村名やその他一般に知られている地名で記載されていることもあります。

※一般に知られている地名については下欄をご覧ください。

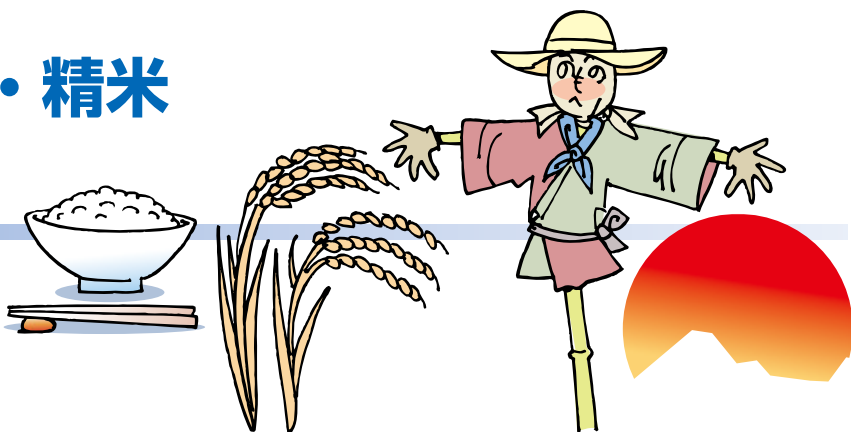


トピックス1 一般に知られている地名とは

国内であれば郡名（秩父郡や夕張郡など）、旧国名（信州や土佐など）や島名（屋久島や淡路島など）などが該当します。外国であれば州名（カリフォルニアなど）や省名（山東省や福建省など）などが該当します。



(2) 玄米・精米



玄米・精米の表示 (袋詰めされたもの)

1. 生鮮食品の表示

2. 加工食品の表示

3. 有機食品の表示

4. 遺伝子組換え食品の表示

精米、うるち精米、もち精米、玄米、胚芽精米の中から、その内容を表す名称が記載されています。

単一原料米の場合、検査証明を受けた原料玄米の産地、品種、産年が記載されています。

内容重量がキログラムまたはグラムで記載されています。

販売業者の名称、住所及び電話番号が記載されています。

単一原料米以外の原料玄米の場合、原産国と使用割合に加え、ブレンド米等である旨（複数原料米など）が記載されています。産地、品種や産年については検査証明を受けた原料玄米が使用されている場合に、これらが記載されていることがあります。また、検査証明を受けていない原料玄米の産地について、米トレーサビリティー法第4条に基づき伝達される都道府県名等を「〇〇県（産地未検査）△割」と記載されていることがあります。

単一原料米

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原 料 玄 米	単一原料米 〇〇県	△△ヒカリ	23年産
内 容 量	〇〇kg		
精 米 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
販 売 者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 TEL 〇〇〇 (△△△) ××××		

精米は「精米年月日」、玄米は「調製年月日」が記載されています。また、輸入品でこれが不明なものは「輸入年月日」が記載されています。なお、混合されたものは、これらのうち最も古い日付が記載されています。

単一原料米以外の原料玄米（原料玄米部分を抜粋）

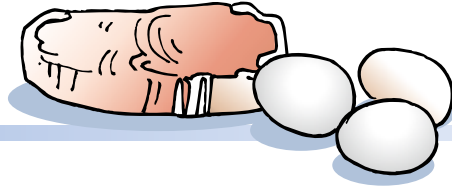
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原 料 玄 米	複数原料米			
	国内産			10割
	(〇〇県 〇〇ヒカリ ××県 ××コマチ)	6割	4割	
原 料 玄 米	未検査米			
	国内産			10割
	(△△県産（産地未検査）)	10割		

※袋詰めされていないものは2ページの農産物と同じく名称と原産地が表示されています。





(3) 畜産物



食肉の表示

国産品には国産である旨が、輸入品には原産国名が記載されています。

なお、国産品にあつては主たる飼養地がある都道府県名や市町村名、その他一般に知られている地名で記載されていることもあります。

※畜産物では、2ヶ所以上に渡つて飼養されている場合があり、こうした場合、一番長い期間飼養されていた場所を「主たる飼養地」といいます。

※一般に知られている地名については2ページをご覧ください。

(パック詰めされていないもの)

国産 豚ロース肉
100g ○○○円

牛肉や豚肉など一般的な名称で記載されています。また、部位（ロースなど）や用途（焼き肉用など）が併せて記載されていることがあります。

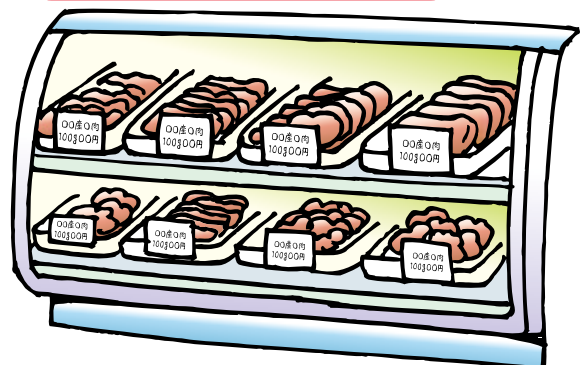
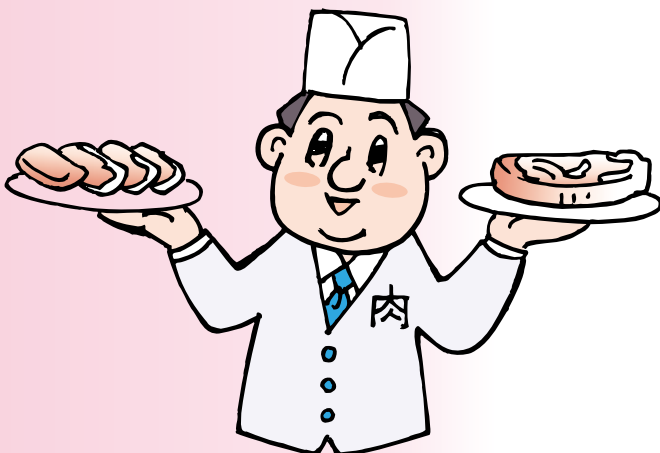
消費期限や保存方法が記載されています。
※期限表示については5ページをご覧ください。

(パック詰めされているもの)

● オーストラリア産 牛バラ肉（焼き肉用）
消費期限 23.6.20（4℃以下で保存）
100g当たり(円) 価格(円)
● 内容量(g) 100g ○○
○○スーパー株式会社
東京都千代田区○○○○-○-○

内容量がキログラムまたはグラムで記載されています。

加工業者の名称と住所が記載されています。



卵の表示

(パック詰めされているもの)

鶏卵など一般的な名称で記載されています。

国産品には国産である旨が、輸入品には原産国名が記載されています。

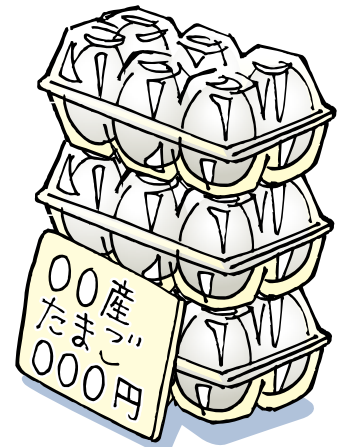
なお、国産品にあつては養鶏場がある都道府県名や市町村名、その他一般に知られている地名で記載されていることもあります。

※一般に知られている地名については2ページをご覧ください。

● 名 称	鶏卵
● 原 産 地	国産
● 選別包装者	〇〇養鶏場株式会社 〇〇県××市△△-□□
● 賞 味 期 限	23.6.20
● 保 存 方 法	10℃以下で保存
● 使 用 方 法	生食の場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後は十分加熱調理してください。

賞味期限を経過した後、飲食する際の注意事項などが記載されています。

賞味期限と保存方法が記載されています(期限表示については、下欄をご覧ください)。



トピックス2 期限表示について

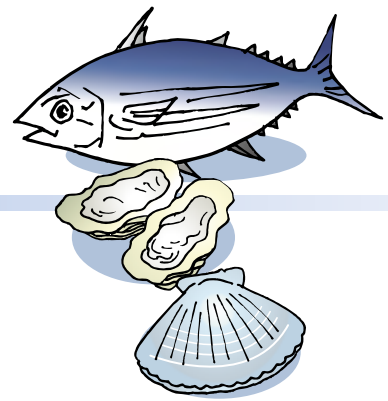
○消費期限・・・未開封の状態、保存方法に記載されている方法に従い、保存された場合に、品質が保持される期限のことで、弁当や惣菜など品質の劣化が早い食品に記載されています。品質の劣化が早いことから、この期限を過ぎると衛生上の危害が生ずる可能性が高くなります。

○賞味期限・・・缶詰やスナック菓子など品質が比較的長く保持される食品に記載されています。品質の劣化が遅いことから、この期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではありません。

※消費期限や賞味期限は保存方法に記載されている方法で保存した場合の期限ですので、開封後や決められた方法で保存していない場合には、期限が切れる前であっても品質が劣化していることがあります。
平成15年7月31日から「品質保持期限」は「賞味期限」に統一されました。



(4) 水産物



鮮魚の表示

国産品には、漁獲した水域名か養殖場がある都道府県名が、輸入品には原産国名が記載されています。ただし、国産品で複数の水域にまたがるなど水域名表示が困難なものには、水揚げ港またはその港がある都道府県名で記載されています。

なお、輸入品には、原産国名に水域名が併せて記載されていることもあります。

(パック詰めされていないもの)

ぶり
鹿児島県産 養殖

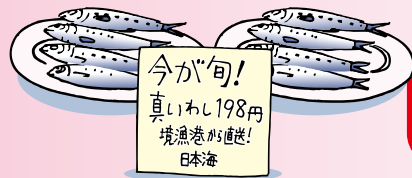
養殖したものには「養殖」と、冷凍品を解凍したものには「解凍」と記載されています。

(パック詰めされているもの)

韓国産 (北太平洋)
メバチマグロ (刺身用)
消費期限 23.6.20
保存方法 10℃以下で保存
 ○○スーパー株式会社
 東京都千代田区○○-△△

解凍
価格 (円)
 ○○○

魚種名など一般的な名称で記載されています。



加工業者の名称と住所が記載されています。

消費期限と保存方法が記載されています。
 ※期限表示については5ページをご覧ください。

生かきの表示

消費期限と保存方法が記載されています。
 ※期限表示については5ページをご覧ください。

(パック詰めされているもの)

名称 生かき (生食用)
採取海域 広島県海域広島湾
消費期限 23.6.20
保存方法 10℃以下で保存してください。
加工者 ○○水産株式会社
広島県○○市××-△△
原産地 広島県

生食用の生かきには最終的に採取された海域または湖沼が記載されています。

加工業者の名称と住所が記載されています。

国産品には、生育した水域名か養殖場がある都道府県名が、輸入品には原産国名が記載されています。

1. 生鮮食品の表示

2. 加工食品の表示

3. 有機食品の表示

4. 遺伝子組換え食品の表示

2.加工食品の表示



一般消費者に販売されている加工食品のうち、パックや缶、袋などに包装されているものには、名称、原材料名（食品添加物やアレルギー物質を含む食品も含まれています。）、内容量、賞味期限、保存方法、製造者等が表示されています。輸入品には原産国名や輸入者等、一部の加工食品は原料原産地名も表示されています。このほかに、個々の品目の特性により、表示されている事項もあります。

1・生鮮食品の表示

2・加工食品の表示

3・有機食品の表示

4・遺伝子組換え食品の表示

加工食品の表示 (国内で製造されたもの)

使用した原材料が記載されています。表示の見方については8ページをご覧ください。

その商品の内容を表す一般的な名称が記載されています。

内容量がグラムやミリリットル、個数などの単位を明記して記載されています。

名 称	豆菓子
原 材 料 名	落花生、米粉、でん粉、植物油、 <u>しょうゆ(小麦を含む)</u> 、食塩、砂糖、香辛料、調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル、紅麴、カロチノイド)
内 容 量	100g
賞 味 期 限	11.6.20
保 存 方 法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製 造 者	東京都千代田区×××-△△△ ○○○食品株式会社AK

商品の表示に責任を持つ業者の氏名または法人名とその住所が記載されています。原則は製造者を記載することとなっていますが、製造者との合意があれば販売者を記載することも可能となっています。業者名の横に記載されているアルファベット等の記号は、製造所固有記号といい、製造者等が実際に食品を製造した製造所等を表す固有の記号として、消費者庁長官に届け出たものです。食品衛生法において、製造所の所在地等を表示することが義務づけられていますが、この記号によって表示することも可能となっています。

賞味期限と保存方法が記載されています。

※期限表示については5ページをご覧ください。

トピックス3 業者間取引の表示

JAS法に基づく品質表示基準の改正を受け、平成20年4月から、業者間取引においても、加工食品の原料となる生鮮食品や、一般消費者に販売されない加工食品に、従来の食品衛生法上の義務表示事項のほかに、名称、原産地、原材料名等の表示が義務づけられることとなりました。

また、これらの表示の根拠となる書類等は、おおむね3年間、整備・保存することが求められています。

トピックス4 原材料名欄の見方

原材料は食品添加物とそれ以外の原材料に区分され、原則として使用したすべての原材料が記載されています。原材料の中に**アレルギー物質を含む食品**（7ページの表示例の中に赤字で記載されている食品）が使用されている場合には、その旨が記載されています。なお、このアレルギー物質を含む食品の表示に関する詳細については、11、12ページをご覧ください。

食品添加物以外の原材料は、最も一般的な名称で、使用した重量の多い順に記載されています。

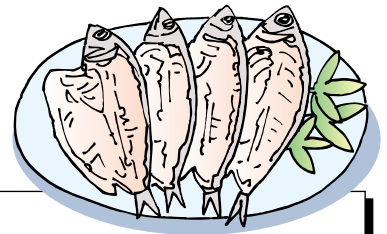
食品添加物は、使用した重量の多い順に食品衛生法に基づき定められた表示方法で記載されており、その表示方法は大きく次の3つに分類されています。

①物質名（その物質名を記載する。）

②用途名（使用の目的・用途を併せて記載する。） 例：甘味料（キシリトール）、着色料（β-カロテン）、保存料（ソルビン酸）等

③一括名（同様の機能・効果を有するものを一括表記する。） 例：香料、酸味料、pH調整剤、乳化剤等
また、上記①の物質名は、定められた簡略名（例：塩化カルシウム→塩化Ca）や、類別名（例：香辛料抽出物→香辛料、スパイス）による表示も認められています。

原料原産地名の表示



国内で製造・加工された加工食品のうち、「タケノコ水煮」、「しらす干し」など生鮮食品に近いもの、「うなぎ蒲焼き」、「梅干し」など個別に規定されているものには、主な原材料の原産地名が記載されています。

名 称	あじの開き
原材料名	ニシマアジ(オランダ)、食塩
内 容 量	1尾
賞味期限	11.6.20
保存方法	10℃以下で保存してください。
製 造 者	〇〇食品株式会社 東京都千代田区×××-△△△

トピックス5 原料原産地が表示されている食品

1. 原料原産地名の表示が義務づけられている食品は以下のとおりです。

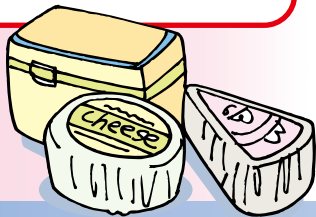
①乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実 ②塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実 ③ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん ④異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの ⑤緑茶及び緑茶飲料 ⑥もち ⑦いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類 ⑧黒糖及び黒糖加工品 ⑨こんにゃく ⑩調味した食肉 ⑪ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵 ⑫表面をあぶった食肉 ⑬フライ種として衣をつけた食肉 ⑭合挽肉その他異種混合した食肉 ⑮素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのり、その他干した海藻類 ⑯塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類 ⑰調味した魚介類及び海藻類 ⑱こんぶ巻 ⑲ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類 ⑳表面をあぶった魚介類 ㉑フライ種として衣をつけた魚介類 ㉒④又は⑩に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの
(平成23年3月31日、上記⑧及び⑩の「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」が追加され、平成25年4月1日から義務化されます。)

2. なお、以下については、従来から個別の品質表示基準で原料原産地表示が義務づけられています。

①うなぎの蒲焼き等のうなぎ加工品、②かつお削りぶし、③梅干しやふくじん漬け等の農産物漬物、④ミックスベジタブル等の野菜冷凍食品

加工食品の表示 (輸入されたもの)

輸入された加工食品には、名称や原材料名等の事項のほかに、原産国名が記載されています。原産国名は、そのまま販売可能な形態で輸入される商品のほか、すでに加工された製品を輸入し、国内で小袋に包装し直して販売される商品等にも記載することとなっています。



種 類 別	ナチュラルチーズ
原 材 料 名	乳
原料乳の種類	めん羊
内 容 量	125g
賞 味 期 限	11.6.20
保 存 方 法	要冷蔵(5℃前後)
原 産 国 名	ニュージーランド
輸 入 者	〇〇食品株式会社 神奈川県横浜市中区〇〇町〇-〇

輸入品には輸入者が記載されています。国内で小袋に包装し直した商品は、包装し直した業者が製造者として記載されています。



牛乳の表示

牛乳から水分と乳脂肪分をのぞいた成分であり、たんぱく質、乳糖、カルシウムなどが含まれています。

牛乳中に含まれる脂肪分の割合です。

殺菌温度と殺菌時間が表示されています。殺菌方法には、63℃で30分間加熱する低温殺菌法、72℃で15秒間加熱する高温殺菌法、130℃で2秒間加熱する超高温殺菌法などがあります。

食品衛生法により、保存基準が定められています。

乳及び乳製品は食品衛生法（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令）により37種類に分類されており、牛乳、加工乳、乳飲料などの種類を表示します。

種 類 別 名 称	牛乳
商 品 名	〇〇牛乳
無脂乳固形分	8.3%以上
乳 脂 肪 分	3.5%以上
原 材 料 名	生乳100%
殺 菌	130℃ 2秒間
内 容 量	1,000ml
賞 味 期 限	上部に記載
保 存 方 法	10℃以下で保存してください。
開封後の取扱	開封後は、賞味期限にかかわらず、できるだけ早めにお飲みください。
製造所所在地	東京都千代田区〇〇町〇〇
製 造 者	〇〇牛乳株式会社 〇〇工場

公正

乳処理業者や製造業者の名称と所在地が記載されています。

公正競争規約（景品表示法に基づき認定された業界の自主ルール）に従い適正な表示がなされた牛乳類に表示されます。

栄養表示について



栄養成分表示 1本(200ml)当たり

エネルギー	139kcal
たんぱく質	6.8g
脂質	8.0g
炭水化物	10.0g
ナトリウム	85mg
カルシウム	227mg

○栄養表示

エネルギーやビタミンなどの栄養成分に関する何らかの表示を行う場合には、標準的な表示が健康増進法で義務づけられています。また、食品に含まれている栄養成分・熱量だけでなく、その表示が一定の栄養成分・熱量についての強調表示である場合には、含有量が一定の基準を満たすことが義務づけられます。

◇栄養成分とは

栄養表示基準で規定する栄養成分は、たんぱく質、脂質、炭水化物、亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、鉄、銅、ナトリウム、マグネシウム、マンガン、ヨウ素、リン、ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA₁、B₁、B₂、B₆、B₁₂、C、D、E、K及び葉酸です

◇表示すべき事項及び方法

熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム及び表示された栄養成分の含有量をこの順で記載することとなっています。(炭水化物の代わりに、糖質及び食物繊維で表示されることもあります。)

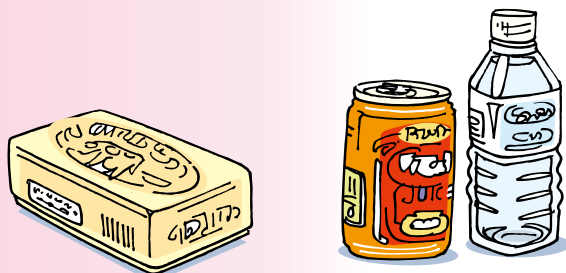
◇強調表示の基準

食物繊維、カルシウム等について「高」「含有」等表示する場合や、熱量、脂質、コレステロール等について「無」「低」等を表示する場合に満たしていなければならない基準のことです。

公正競争規約について

公正競争規約は、景品表示法第11条の規定に基づき、事業者または事業者団体が、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、景品類または表示に関する事項について自主的に設定するルールです。

規約の詳しい内容は、(社)全国公正取引協議会連合会のホームページ (<http://www.jfftc.org>) でご覧になれます。



【アレルギー物質を含む食品の原材料表示について】 (食品衛生法に基づく)

食物アレルギー患者の増加に伴い、平成14年4月1日より、食品衛生法に基づく特定原材料を含む旨の表示が義務化されています。

○食物アレルギーとは

食べ物が、免疫学的機序（多くはIgE抗体）を介して、じんま疹・湿疹などの皮膚症状、下痢・嘔吐・腹痛などの消化器症状、鼻・眼粘膜症状、咳・ゼーゼー・呼吸困難などの呼吸器症状など、体にとって不利益な症状が起こる疾患です。食中毒や食べ物そのものによる作用（乳糖不耐症など）は除きます。

最も激しいタイプをアナフィラキシーショックといい、全身発赤、呼吸困難、血圧低下、意識消失などの症状が現われて、対応が遅れるとまれに死に至る場合もあります。

○何のための表示なのか？

近年、乳幼児から成人に至るまで、特定の食物が原因でアレルギー症状を起こす人が増えてきました。アナフィラキシーショックも年々増加しています。そこで食品衛生法関連法令が改正され、平成14年4月から、アレルギーを起こしやすい物質を加工食品に表示することになりました。

この表示の目的は、重篤な食物アレルギー症状が起きるのを避けることにあります。これにより表示を見ることで、食べても大丈夫な加工食品を選べるようになります。

○表示されるアレルギー物質（特定原材料について）

必ず表示される7品目（特定原材料）	えび、かに、卵、乳、小麦、そば、落花生
表示が勧められている18品目（特定原材料に準ずるもの）	あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

◆これらが食品の原材料中に含まれる場合には、（原材料の一部に○○由来原材料が含まれます）という旨の表示が行われます。

◆表示される原材料は、食物アレルギーの実態に応じて見直されることがあります。

◆アルコール類は、現時点では表示の対象としていません。

◆上記の25品目の言葉以外にも、「卵」→『玉子』のように、表示方法が異なるが特定原材料と同じものであることが理解できる表記を代替表記として認めています。

◆可能性表示（「入っているかもしれない」等の表示）は禁止されています。

◆食物アレルギーでは、極微量でも発症することから、加工食品1kgに対して数mg以上の場合、表示されることとなります。

◆対面販売で量り売りされる食品については、アレルギー表示の義務はありませんが、健康被害防止のため情報提供を行うよう、自主的な取り組みが促されています。



【アレルギー物質を含む食品の原材料表示の表示例】

個別で表示される場合

個々の原材料ごとに、アレルギー物質を書く方法です。(～を含む)等と表示されます。どの原材料に何のアレルギー物質が含まれているかがわかります。

名称:洋菓子

原材料名:小麦粉、砂糖、植物油脂(大豆を含む)、鶏卵、アーモンド、バター、異性化液糖、脱脂粉乳、洋酒、でん粉、ソルビトール、膨張剤、香料(乳成分・卵を含む)、乳化剤(大豆由来)、着色料(カラメル、カロテン)、酸化防止剤(ビタミンE、ビタミンC)

アレルギー物質は添加物にも表示されます。



一括で表示される場合

加工食品に使われているアレルギー物質を、原材料名の最後にまとめて書く方法です。どの原材料にどのアレルギー物質が使われているかはわかりませんので、詳しく知りたい時は、製造者・販売者などに問い合わせてください。

名称:洋菓子

原材料名:小麦粉、砂糖、植物油脂、鶏卵、アーモンド、バター、異性化液糖、脱脂粉乳、洋酒、でん粉、ソルビトール、膨張剤、香料、乳化剤、着色料(カラメル、カロテン)、酸化防止剤(ビタミンE、ビタミンC)、(原材料の一部に大豆、乳成分、卵を含む)

アレルギー物質の表示は省略される場合もあります。

同じアレルギー物質名が何度も出てくる場合は、二度目以降は省略されることもあります。

■省略しない表示例

名称:肉だんご

原材料名:豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ(小麦を含む)、香辛料(小麦を含む)、酵母エキス、調味料(アミノ酸、核酸)

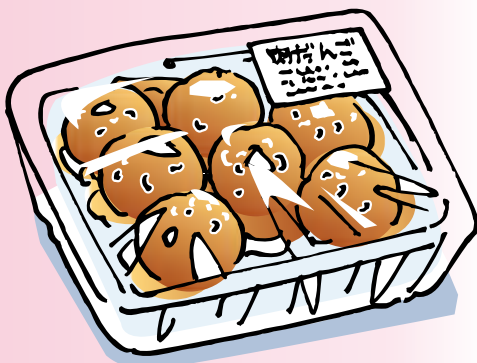
■省略した表示例

名称:肉だんご

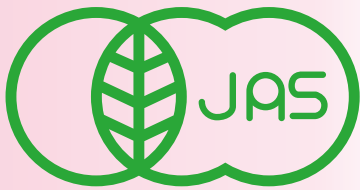
原材料名:豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ(小麦を含む)、香辛料、酵母エキス、調味料(アミノ酸、核酸)

香辛料にも小麦が含まれていますが、しょうゆに「小麦」と表示しているため、香辛料の小麦は省略されています。

*しょうゆは大豆を使用していることがわかるので、大豆を省略して「しょうゆ(小麦を含む)」と書いてもよいことになっています。「しょうゆ(大豆・小麦を含む)」と表示しているものもあります。



3.有機食品の表示



登録認定機関名

有機JASマークは、登録認定機関から認定を受けた事業者により、有機JAS規格に基づいて生産・製造された有機食品に付けられます。

マークを見て選んだわ！

有機農産物とは

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、以下の方法で生産された農作物

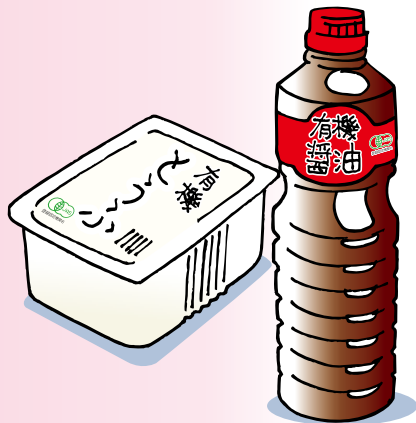
- たい肥等で土作りを行い、種まき又は植え付けの前2年以上、禁止された農薬や化学肥料を使用しない
- 土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させる
- 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減
- 遺伝子組換え技術を使用しない



有機畜産物とは

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、以下の方法で生産された畜産物

- 環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を与える
- 動物用医薬品の使用を避ける
- 動物の生理学的、行動学的要求に配慮して育てた家畜、家きんから生産する



有機加工食品とは

原材料の有機の特性を製造又は加工の過程で保持するため、以下の方法で生産された加工食品

- 物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用いる
- 化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避ける
- 原材料は、水と食塩を除いて 95%以上が有機農産物・有機畜産物・有機加工食品

トピックス6 表示の規制

以前は、さまざまな方法で作られた農産物に「有機」やこれと紛らわしい表示がされていたため、消費者の合理的な商品選択に支障が生じていました。

このため、有機農産物と有機農産物加工食品（ほとんどの原材料が有機農産物である有機加工食品）については有機JASマークが付けられたものでなければ「有機」、「オーガニック」等と表示できない制度になっています。（平成13年4月1日施行）

4. 遺伝子組換え食品の表示



遺伝子組換え食品

遺伝子組換え食品は、安全性が確認された農産物及びこれらを主な原材料とする加工食品のうち、下表に示した食品について、「遺伝子組換え食品」である場合には、その旨を表示することが義務づけられています。

遺伝子組換え表示の対象となる農産物及びその加工食品

義務表示の対象となる食品

【農産物8作物】

大豆（枝豆、大豆モヤシを含む。）、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ

【加工食品 33食品群】

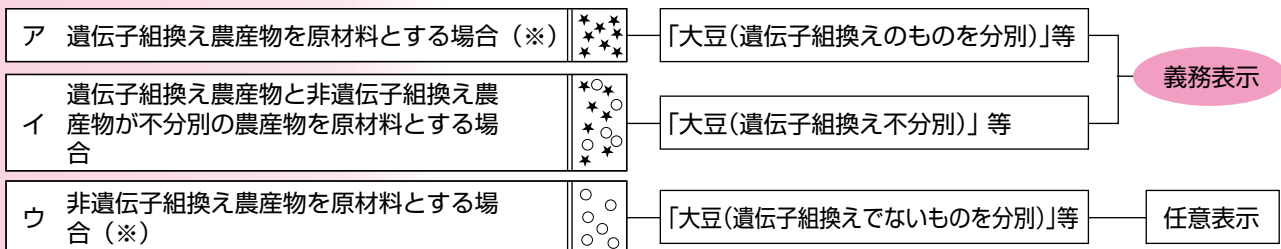
1 豆腐・油揚げ類	12 大豆粉を主な原材料とするもの	23 とうもろこし（調理用）を主な原材料とするもの
2 凍豆腐、おから及びゆば	13 大豆たん白を主な原材料とするもの	24 16から20を主な原材料とするもの
3 納豆	14 枝豆を主な原材料とするもの	25 冷凍ばれいしょ
4 豆乳類	15 大豆もやしを主な原材料とするもの	26 乾燥ばれいしょ
5 みそ	16 コーンスナック菓子	27 ばれいしょでん粉
6 大豆煮豆	17 コーンスターチ	28 ポテトスナック菓子
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰	18 ポップコーン	29 25から28を主な原材料とするもの
8 きな粉	19 冷凍とうもろこし	30 ばれいしょ（調理用）を主な原材料とするもの
9 大豆いり豆	20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰	31 アルファルファを主な原材料とするもの
10 1から9を主な原材料とするもの	21 コーンフラワーを主な原材料とするもの	32 てん菜（調理用）を主な原材料とするもの
11 大豆（調理用）を主な原材料とするもの	22 コーングリッツを主な原材料とするもの （コーンフレークを除く。）	33 パパイヤを主な原材料とするもの

※加工食品については、その主な原材料（全原材料に占める重量の割合が上位3位までのもので、かつ原材料に占める重量の割合が5%以上のもの）について表示が義務づけられています。

表示方法

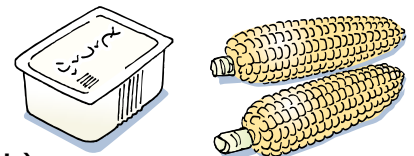
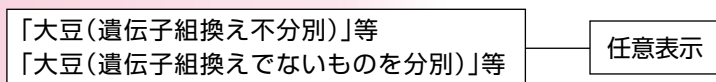
◆従来のもとの組成、栄養価等が同等のもの（除草剤の影響を受けないようにした大豆、害虫に強いとうもろこしなど）

(1) 農産物及びこれを原材料とする加工食品であって、加工後も組み換えられたDNAまたはこれによって生じたタンパク質が検出できるとされているもの（上表に掲げる8作物及び33食品群）

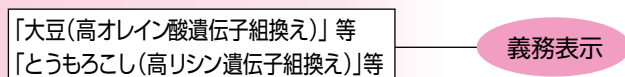


(※) 分別生産流通管理したものに限る。分別生産流通管理とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を、農場から食品製造業者まで生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起らないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいう。

(2) 組み換えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質が、加工後に検出できない加工食品（大豆油、しょうゆ、コーン油、異性化液糖等）



◆従来のもとの組成、栄養価等が著しく異なるもの（高オレイン酸大豆、高リシンとうもろこし）



食品表示についてのお問い合わせ

食品表示に関する疑問点、ご相談などありましたら、下記までお問い合わせください。

●消費者庁

〒100-6178 千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー5F

- 消費者庁食品表示課（食品衛生法、JAS法及び米トレーサビリティ法に基づく食品表示に関する相談を受け付けています。）

TEL：03-3507-9225

ホームページ <http://www.caa.go.jp/foods/index.html>

（食品衛生法に係る相談・情報提供は、食品表示課のほか、地域の保健所食品衛生担当課及び各都道府県や保健所を設置している都市（政令指定都市、中核市、保健所政令市、特別区）の食品衛生担当課でも受け付けています。）

- 消費者庁表示対策課（景品表示法に関する相談を受け付けています。）

ホームページ <http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

（景品表示法に係る相談・情報提供は、表示対策課のほか、各都道府県の景品表示法担当課でも受け付けています。）

●農林水産省

- 農林水産省消費・安全局表示・規格課

TEL：03-3502-7804（JAS法に基づく食品表示に関する相談を受け付けています。）

ホームページ（食品表示とJAS規格） <http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>

TEL：03-6744-0488（米トレーサビリティ法に関する相談を受け付けています。）

ホームページ（米トレーサビリティ制度の概要）

http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/kome_toresa/index.html

- JAS法に基づく食品表示に関する最寄りの問い合わせ先

<各地方農政局・沖縄総合事務局>

名称	所在地・電話番号	管轄区域（都道府県）
北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西17-19-6 TEL：011-642-5490	北海道
東北農政局消費・安全部表示・規格課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 TEL：022-263-1111（代）	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東農政局消費・安全部表示・規格課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 TEL：048-600-0600（代）	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
北陸農政局消費・安全部表示・規格課	〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 TEL：076-263-2161（代）	新潟、富山、石川、福井
東海農政局消費・安全部表示・規格課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL：052-201-7271（代）	愛知、岐阜、三重
近畿農政局消費・安全部表示・規格課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 TEL：075-451-9161（代）	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国四国農政局消費・安全部表示・規格課	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 TEL：086-224-4511（代）	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局消費・安全部表示・規格課	〒860-8527 熊本県熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎 TEL：096-211-9111（代）	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館8F TEL：098-866-1672	沖縄

<独立行政法人 農林水産消費安全技術センター>

名称	所在地・電話番号	管轄区域（都道府県）
農林水産消費安全技術センター 札幌センター	〒001-0010 北海道札幌市北区北10条西4-1-13 道新北ビル TEL：050-3481-6011	北海道
農林水産消費安全技術センター 仙台センター	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎 TEL：050-3481-6012	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
農林水産消費安全技術センター 本部	〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 検査棟 TEL：050-3481-6013	新潟、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京
農林水産消費安全技術センター 本部横浜事務所	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 TEL：050-3481-6014	神奈川、千葉、山梨、長野、静岡
農林水産消費安全技術センター 名古屋センター	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館 TEL：050-3481-6015	岐阜、愛知、三重、富山、石川、福井
農林水産消費安全技術センター 神戸センター	〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町1-3-7 TEL：050-3481-6016	滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、大阪、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知
農林水産消費安全技術センター 福岡センター門司事務所	〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎 TEL：050-3481-6017	山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

ホームページ <http://www.famic.go.jp>

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（FAMIC）について

農林水産消費安全技術センター（略称「FAMIC」）は、農林水産省の所管する独立行政法人として、JAS規格制度の運営が適正に図られるよう、登録認定機関などに対する調査を行うほか、品質表示基準制度については、食品の科学的検査を行い、不適正表示の監視を行っています。また、事業者等からの表示等に関する相談業務を行っております。